



駿東地区交通災害共済に加入を

—交通災害の程度に応じて見舞金を支給—

令和4年度の駿東地区交通災害共済の申し込みの受け付けを開始します。

加入できる人／市に住民登録がある人

共済期間／4月1日(金)～令和5年3月31日(金) (1年間)

※中途加入の場合は、申し込み手続き日の翌日から共済掛金／1口500円(2口まで加入できます)

■2月中に各家庭に郵送する申込用紙に必要事項を記入し、掛け金を添えて市指定金融機関へお申し込みください。

見舞金の請求

交通事故の発生日から2年以内に、必要書類を危機管理課へ提出してください。

必要書類／駿東地区交通災害共済組合指定の請求書、自動車安全運転センター発行の交通事故証明書(コピー可)、診断書など受傷日、受傷原因、傷病名、入・通院日が確認できるもの(コピー可)

☎危機管理課 995-1817

等級と共済見舞金額

等級	交通災害の程度	共済見舞金額	
		1口	2口
1	死亡	100万円	200万円
2	90日以上入院	20万円	40万円
3	60日以上入院	10万円	20万円
4	90日以上治療または45日以上入院	7万円	14万円
5	60日以上治療または30日以上入院	6万円	12万円
6	30日以上治療または20日以上入院	5万円	10万円
7	15日以上治療または10日以上入院	4万円	8万円
8	7日以上治療または5日以上入院	3万円	6万円
9	2日以上治療したとき	2万円	4万円

不法投棄、屋外焼却の防止

「自分だけなら」身勝手な行動はやめて

ごみは決められたルールに従って出すことになっています。不法投棄や屋外焼却は行わないでください。

不法投棄は重大な犯罪です

一部の心無い人による不法投棄が、周辺環境の悪化や近隣の迷惑となります。他人の土地や道路、河川にごみを捨てると、懲役刑や罰金を科せられる場合があります。家庭で出たごみは、必ず市の収集日に決められた場所へ出してください。

市では不法投棄の予防策として、不法投棄がされやすい場所を中心に定期的なパトロールを実施しています。自分の土地は自分で守るため、普段から、草刈りや囲いをするなどの土地の管理を行い、不法投棄を予防しましょう。



屋外焼却はやめましょう

屋外焼却の煙やにおいなどの苦情が、年間を通じて多く寄せられています。屋外焼却は、ブロックなどで囲って行う焼却やドラム缶を使った焼却も含めて禁止されています。今の季節は空気が乾燥し、火災が起きやすいので、火災の発生を予防するためにも、屋外焼却はやめましょう。

例外として、農業従事者は、適切な農地管理や害虫駆除のために刈った草や枝などを屋外焼却することが認められています。周辺に住んでいる人の健康を害したり、洗濯物を汚したりすることがないように、時間帯や風向きなどを十分に配慮しながら実施しています。

☎生活環境課 995-1816

農林振興課 995-1824